

避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について
(避難指示区域内)

平成 24 年 7 月 24 日
東京電力株式会社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「当社事故」）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、平成 24 年 3 月 16 日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」および同年 7 月 20 日に政府の方針として公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、このたび、避難指示区域*¹における賠償を以下のとおり実施させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

【個人さまに対する賠償】

1. 個人さまが所有する財物に係る賠償

(1) 宅地・建物（外構を含む）に係る賠償

当社事故発生当時に避難指示区域内に宅地・建物を所有されていた方に対し、当該財物価値の喪失または減少分を賠償させていただきます。

なお、宅地以外の土地につきましては別途ご案内いたします。

※「宅地」とは、固定資産税の評価において、現況の地目が宅地と表記されている土地をいいます。

① 帰還困難区域

当社事故発生当時の財物価値を全額賠償させていただきます*²。算定方法は以下の方法からご選択いただけます。

(ア) 原則として平成 22 年度の固定資産税評価額を用いて宅地・建物の価値を算定する場合に適用します。

<宅地の賠償額算定式>

・ 固定資産税評価額 × 宅地係数（1.43）

<建物の賠償額算定式>

・ 固定資産税評価額 × 建物係数（「別紙 1」ご参照）

- (イ) 国土交通省が公表している建築着工統計調査報告に基づく平均新築単価を基礎としてお住まいになっていた建物の価値を算定する場合に適用します。

<建物の賠償額算定式>

- ・ 建築着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした単価 × 床面積 (㎡)
(「別紙2」ご参照)

※宅地については、(ア)の賠償額算定方式を適用いたします。

- (ウ) 様々なご事情により、上記(ア)、(イ)の賠償額算定方式によれない場合には、別途、個別評価を行い賠償させていただきます。なお、個別評価をした場合には、原則として、個別評価に基づき算定した賠償金をお支払いさせていただきます。

個別評価の方法につきましては、契約書等から実際の取得価額を確認し、賠償額の算定に用いる方法なども検討しておりますが、詳細につきましては、別途ご案内させていただきます。

② 居住制限区域、避難指示解除準備区域

上記1. (1) ①の考え方により当社事故発生当時の財物価値を算定した上で、避難指示の解除見込み時期に応じた避難指示期間割合^{*3}を乗じて算定した金額を賠償させていただきます。

なお、避難指示解除の時期が、当初設定した避難指示の解除見込み時期を超えた場合には、実際の解除時期に応じた金額を追加してお支払いさせていただきます。

(2) 家財に係る賠償

当社事故発生ときに避難指示区域内の建物に家財を所有されていた方を対象に、今回の避難にともない発生したと想定される家財の損害を世帯人数・家族構成ごとに定額(「別紙3」ご参照)にて賠償させていただきます。なお、帰還困難区域については、避難指示期間中の立入などの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、他の区域と比較して一定程度賠償額を高く設定させていただいております。

また、実際の損害総額が定額を上回ると想定される場合につきましては、別途、個別評価による賠償方法をご選択いただけます。

2. 個人さまが所有する建物の修復費用等に係る賠償金の先行支払い

避難指示解除後、避難指示区域から避難等を余儀なくされた方のご帰還に先立ち、建物の修復等が必要となることに鑑み、建物に対する賠償金の一部を、修復費用等として先行してお支払いさせていただきます。

○ お支払いの対象となる建物

当社事故発生当時に避難指示区域内に存在し、不動産登記されていた建物を対象とさせていただきます。なお、不動産登記情報だけでは所有者さまを判断できない建物（差押、仮差押、所有権に関する仮登記、および処分禁止の仮処分が登記されている等の建物）につきましては、本先行支払いの対象外とさせていただきます。

○ ご請求いただける方

当社事故発生当時に上記建物を所有（または、当社事故発生後に上記建物を相続）し、現在もご本人の名義で当該建物を所有されていることが不動産登記情報にて確認できる個人さま（個人事業主さまを含みます）。

○ お支払いする金額

不動産登記情報の床面積（㎡）に単価（1㎡あたり14,000円）を乗じた金額をお支払いさせていただきます。お支払いする金額は、登記上の主たる建物ごとに1,000万円を上限とさせていただきます。

なお、お支払いする金額は建物に対する賠償金の一部を先行してお支払いするものですので、今後お支払いする財物に係る賠償額から精算させていただきます。

また、実際の修復費用等が先行してお支払いする金額を超える場合には、個別にご事情をお伺いさせていただきます。

<賠償額算定式>

$$\cdot \text{床面積 (㎡)} \times \text{単価 (14,000 円/㎡)}$$

3. 本賠償における包括請求方式の導入

被害を受けられた方々の生活の再建や生活基盤の確立に向けて、まとまった賠償金を早期にお受け取りいただけるよう、将来分を含めた一定期間に発生する全ての損害項目に対する賠償金を包括してお支払いする方式をご選択いただけるようにいたします（以下、「包括請求方式」）。包括請求方式の対象となる損害項目と賠償額の考え方は以下のとおりです。

なお、包括請求方式をご希望されない方につきましては、従来方式のご請求方法もご用意させていただきます。

包括請求方式の損害項目	賠償額の考え方
精神的損害（避難に伴う生活費の増分を含みます）	区域ごとに、お一人さまあたり以下の金額とさせていただきます。 ・ 帰還困難区域：600万円（対象期間：平成24年6月1日から平成29年5月31日） ・ 居住制限区域：240万円（対象期間：平成24年6月1日から平成26年5月31日） ・ 避難指示解除準備区域：120万円（対象期間：平成24年6月1日から平成25年5月31日） なお、避難指示の解除見込み時期が決定された場合には、その期間に応じた金額をお支払いさせていただきます。また、避難指示解除までに要する期間が長引いた場合には、実際の解除時期に応じた金額を追加してお支払いさせていただきます。
就労不能損害	いずれの区域においても、平成24年6月1日から平成26年2月28日までを賠償対象期間とさせていただきます、当社事故発生当時の収入をもとに、「特別の努力」（平成24年6月21日お知らせ済み）を反映のうえ、当該期間分の賠償金をお支払いさせていただきます。
避難・帰宅等に係る費用（帰宅・転居費用、一時立入費用、家族間移動費用、検査費用等）	上記の精神的損害の対象期間と同期間において、区域ごとに想定される避難・帰宅等の費用を算定させていただきます、当該期間分の賠償金をお支払いさせていただきます。なお、具体的な金額等の詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

※ 生命・身体的損害については、一定期間中に想定される費用を一律に設定することが困難なことから、引き続き、個別にご事情を確認させていただき、実費をお支払いさせていただきます。

なお、包括請求方式の対象期間内に実際にご負担された避難・帰宅等に係る費用の合計が賠償額を上回った場合には、当該金額をご請求いただき、当社にて内容を確認のうえ、差額をお支払いさせていただきます。具体的なお支払いの方法につきましては改めてお知らせいたします。

【個人事業主さまおよび法人さまに対する賠償】

4. 個人事業主さま（農林漁業者さまも含みます）が所有する財物に係る賠償

（1）宅地・建物（外構を含む）に係る賠償

当社事故発生当時に避難指示区域内に宅地・建物を所有されていた個人事業主さまに対し、上記1.（1）の考え方により算定した金額を賠償させていただきます。

（2）償却資産に係る賠償

当社事故発生当時に避難指示区域内に償却資産（「別紙4」ご参照）を所有されていた個人事業主さまに対し、当該財物価値の喪失または減少分を賠償させていただきます。

なお、本賠償における営業損害（賠償対象期間：平成23年3月11日～平成24年5月31日）においてお支払いした償却資産に係る減価償却費相当額につきましては、財物価値の喪失または減少に係る賠償額から控除させていただきますが、詳細につきましては、改めてご案内させていただきます。

① 帰還困難区域

対象資産の帳簿価額に償却資産係数を乗じて算定する当社事故発生当時の財物価値を全額賠償させていただきます。

また、帳簿に記載のない償却資産につきましては、契約書等から実際の取得価額を確認し、賠償額の算定に用いる方法なども検討しておりますが、詳細につきましては、別途ご案内させていただきます。

<賠償額算定式>

・賠償対象の償却資産の帳簿価額 × 償却資産係数（「別紙5」ご参照）

② 居住制限区域、避難指示解除準備区域

上記4.（2）①の考え方により当社事故発生当時の財物価値を算定した上で、避難指示の解除見込み時期に応じた期間の経過とともに発生する価値の減少率（「別紙6」ご参照）を乗じて算定した金額を賠償させていただきます。

なお、避難指示解除の時期が、当初設定した避難指示解除見込み時期を超えた場合には、実際の解除時期に応じた金額を追加してお支払いさせていただきます。

また、避難等に伴う管理不能による修復費用等がお支払いした賠償額を超える場合には、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただきます。

（3）棚卸資産に係る賠償

当社事故発生当時に避難指示区域内に棚卸資産（「別紙4」ご参照）を所有されていた個人事業主さまに対しまして、当社事故の影響により売却額が当社事故発生当時の帳簿価額を下回ることによって発生した損失額、もしくは当社事故の影響により通常の販売または使用が困難になり廃棄したことで発生した損失額を賠償いたします。

なお、帰還困難区域内から持ち出すことができない棚卸資産につきましては、当社事故発生当時の帳簿価額を全額賠償させていただきます。

5. 中小法人さま^{*4}が所有する財物に係る賠償

(1) 宅地に係る賠償

当社事故発生当時に避難指示区域内に宅地を所有されていた中小法人さまに対しまして、上記1. (1) の考え方により算定した金額を賠償させていただきます。

(2) 建物・償却資産に係る賠償（「別紙4」ご参照）

当社事故発生当時に避難指示区域内に建物・償却資産を所有されていた中小法人さまに対しまして、上記4. (2) の考え方により算定した金額を賠償させていただきます。

(3) 棚卸資産に係る賠償

当社事故発生当時に避難指示区域内に棚卸資産を所有されていた中小法人さまに対しまして、上記4. (3) の考え方により算定した金額を賠償させていただきます。

6. 個人事業主さまおよび中小法人さま以外の法人さま（大企業さま）が所有する財物に係る賠償

個人事業主さまおよび中小法人さま以外の法人さまが当社事故発生当時に避難指示区域内に所有されていた財物価値の喪失または減少に係る賠償につきましては、改めてお知らせいたします。

7. 本賠償における包括請求方式の導入

避難等対象区域内で事業を営まれていた個人事業主さまおよび中小法人さまの営業損害につきましても、事業者さまごとの賠償対象期間における賠償金を一括してご請求いただける包括請求方式をご選択いただけるようにいたします。また、賠償対象期間中の逸失利益の算定にあたりましては、「特別の努力」（平成24年6月29日お知らせ済み）のお取扱いを適用させていただきます。

事業者さま	包括請求方式の対象期間
農林業者さま	平成24年7月1日～平成28年12月31日
農林業者さま以外の個人事業主さま・中小法人さま	平成24年7月1日～平成27年2月28日

個人事業主さまおよび中小法人さまが元の地域で事業を再開される場合、その際に必要な追加的費用に加え、当該期間以降も風評被害等による損害が発生した場合は、適切に賠償させていただきます。

なお、包括請求方式をご希望されない方につきましては、従来方式のご請求方法もご用意させていただきます。

また、個人事業主さまおよび中小法人さま以外の法人さまにつきましては、包括請求方式の対象とせず、従来方式によるご請求を受付させていただきます。

【共通事項等】

8. 地震・津波による被害に関するお取扱い

建物が地震・津波により被害を受けている場合につきましては、被害の程度に応じた一定割合を地震・津波による損害相当額を賠償額から控除させていただきます。詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

9. 土地・建物に関する権利等のお取扱い

土地・建物を共有されている場合につきましては、所有されている方ごとにご請求をいただき、その持分割合に応じて賠償金をお支払いさせていただきます。

借地権が設定されている宅地につきましては、国税庁から公表されている借地権割合等を参考に設定した権利割合を乗じて賠償金額を算定させていただきます。

10. 請求書類の発送および受付

- 上記2. の修復費用等に係る賠償金の先行支払いにつきましては、請求書類を平成24年7月31日より発送させていただき、同日より受付を開始いたします。発送させていただく請求書類には、当社が事前に取得した不動産登記情報から算出した賠償金のお支払い予定額を印字させていただきます。なお、修復費用等のご請求の受付は、宅地・建物に係る賠償の受付を開始させていただくまでのお取扱いとさせていただきます（具体的なお取扱いは、別途お知らせいたします）。
- その他の賠償に係る請求書類の発送および受付につきましては、準備が整い次第改めてお知らせいたします。なお、宅地・建物の価値算出に必要な不動産登記情報および固定資産税評価額の効率的な把握方法につきましては、関係箇所と調整させていただいておりますので、現時点でご請求者さまにて取得いただく必要はございません。
- また、上記3. および上記7. のうち、農林業者さま以外を対象とする包括請求方式につきましては、平成24年9月を目途に請求受付を開始できるよう準備を進めてまいります。

- *1 避難指示区域：「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域。
- *2 宅地・建物につきましては、事故発生当時の価値を全額賠償した後も、原則として、引き続きご請求者さまにご所有いただきますが、避難指示解除までの間は、公共の用に供する場合等を除き第三者への譲渡を制限すること等についてご承諾をお願いいたします。
- *3 避難指示期間割合：避難指示解除までの期間に応じた価値の減少分を算出するため、当社事故発生時から避難指示の解除見込み時期までの月数を分子（1月未満の日数については、1月とさせていただきます）、72ヶ月を分母として算定した数値。ただし、算定した結果が1を超える場合、避難指示期間割合は1とさせていただきます。なお、避難指示解除の見込み時期について、事前に決定がない場合、居住制限区域は36/72、避難指示解除準備区域は24/72を標準とさせていただきますが、詳細については、改めてお知らせいたします。
- *4 中小法人さま：資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人さまが対象となります。ただし、資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人または相互会社等による完全支配関係がある普通法人さまを除きます。なお、7.「本賠償における包括請求方式の導入」の項目につきましては、基準年度の事業活動による収入が3億円超の公益法人等の方は対象外とさせていただきます。

以 上

<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404

受付時間：午前9時～午後9時

＜建物係数＞

建築年	木造		非木造		建築年	木造		非木造	
	居宅・共同住宅等	車庫・物置等	鉄筋コンクリート	鉄骨造・その他		居宅・共同住宅等	車庫・物置等	鉄筋コンクリート	鉄骨造・その他
平成 22 年	2.38	3.59	2.41	2.39	昭和 60 年	6.80	4.42	3.67	5.40
平成 21 年	2.49	3.67	2.55	2.51	昭和 59 年	6.63	4.42	3.69	5.65
平成 20 年	2.57	3.67	2.61	2.55	昭和 58 年	6.58	4.51	3.80	6.09
平成 19 年	2.65	3.79	2.70	2.66	昭和 57 年	6.33	4.48	3.85	6.48
平成 18 年	2.78	3.94	2.77	2.76	昭和 56 年	6.19	4.51	3.90	6.97
平成 17 年	2.87	4.07	2.84	2.85	昭和 55 年	5.88	4.46	3.95	6.82
平成 16 年	2.93	4.26	2.88	2.92	昭和 54 年	6.08	4.65	4.32	7.24
平成 15 年	2.99	4.38	2.93	3.00	昭和 53 年	6.74	5.47	4.80	7.75
平成 14 年	3.11	4.50	2.96	3.06	昭和 52 年	6.75	5.74	5.06	7.90
平成 13 年	3.13	4.57	2.95	3.09	昭和 51 年	6.69	5.77	5.32	8.01
平成 12 年	3.13	4.66	2.92	3.09	昭和 50 年	7.05	6.57	5.83	8.47
平成 11 年	3.19	4.85	2.94	3.15	昭和 49 年	6.84	6.47	5.93	8.28
平成 10 年	3.30	5.24	2.92	3.18	昭和 48 年	7.30	7.09	7.05	9.47
平成 9 年	3.29	5.48	2.88	3.17	昭和 47 年	8.79	8.86	9.00	11.61
平成 8 年	3.39	5.99	2.91	3.27	昭和 46 年	9.84	10.49	9.87	12.22
平成 7 年	3.60	5.44	2.95	3.35	昭和 45 年	9.50	10.60	10.09	11.96
平成 6 年	3.68	4.84	2.96	3.43	昭和 44 年	9.72	11.26	10.85	12.29
平成 5 年	3.82	4.26	2.97	3.51	昭和 43 年	9.80	11.92	11.65	12.59
平成 4 年	4.04	3.72	3.01	3.63	昭和 42 年	9.74	12.46	12.16	12.53
平成 3 年	4.41	3.77	3.07	3.78	昭和 41 年	9.94	13.42	13.01	12.75
平成 2 年	4.70	3.86	3.17	3.99	昭和 40 年	10.06	14.53	14.03	13.05
平成元年	5.08	3.99	3.30	4.26	昭和 39 年	9.72	14.92	14.58	12.85
昭和 63 年	5.67	4.23	3.50	4.65	昭和 38 年	9.97	15.22	15.17	12.64
昭和 62 年	6.35	4.28	3.59	4.92	昭和 37 年	10.47	15.78	15.88	12.46
昭和 61 年	7.03	4.43	3.67	5.21	昭和 36 年以前	10.65	15.98	16.32	12.03

(建物係数の考え方)

以下の方法により、固定資産税評価額から事故発生当時の時価相当額を算定するための係数を設定いたしました。

1. 新築であると仮定した場合の時価相当額を算定。
 - ① 平成 22 年度固定資産税評価額を元に経年減点補正率（減価償却分）を割り戻し、新築時点での固定資産税評価額を算定。
 - ② ①で算定した固定資産税評価額を新築時点での時価相当額に補正（補正係数：1.7）。
 - ③ それぞれの建築年に応じた補正係数をかけ、現在までの物価変動を調整。
2. 1. を行った上で、当該建物の事故発生当時の価値相当額を算定。

公共用地収用時の耐用年数（木造住宅：48 年、木造車庫等：20 年、鉄筋コンクリート造（鉄骨鉄筋コンクリート造を含む）：90 年、鉄骨造・その他構造：55 年）を基準に、定額法による減価償却（残存価値の下限を 20%に設定）により、築年数に応じた事故発生当時の価値を算定。
3. 外構、庭木の価値を算定。

外構、庭木の価値について、1. で算定した時価相当額の 15%と推定し、そのうち庭木分として 5%は経年による償却は行わないこととする。

＜建築着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした算定式の考え方＞

[平均新築単価を基礎とした単価]

(単位 万円/㎡)

建築年	単価	建築年	単価	建築年	単価	建築年	単価
平成 22 年	16.95	平成 9 年	13.33	昭和 59 年	9.70	昭和 46 年	6.07
平成 21 年	16.67	平成 8 年	13.05	昭和 58 年	9.42	昭和 45 年	5.79
平成 20 年	16.39	平成 7 年	12.77	昭和 57 年	9.14	昭和 44 年	5.51
平成 19 年	16.12	平成 6 年	12.49	昭和 56 年	8.86	昭和 43 年	5.23
平成 18 年	15.84	平成 5 年	12.21	昭和 55 年	8.58	昭和 42 年	4.95
平成 17 年	15.56	平成 4 年	11.93	昭和 54 年	8.30	昭和 41 年	4.67
平成 16 年	15.28	平成 3 年	11.65	昭和 53 年	8.02	昭和 40 年	4.39
平成 15 年	15.00	平成 2 年	11.37	昭和 52 年	7.74	昭和 39 年	4.12
平成 14 年	14.72	平成元年	11.09	昭和 51 年	7.46	昭和 38 年	4.12
平成 13 年	14.44	昭和 63 年	10.81	昭和 50 年	7.19	昭和 37 年	4.12
平成 12 年	14.16	昭和 62 年	10.53	昭和 49 年	6.91	昭和 36 年以前	4.12
平成 11 年	13.88	昭和 61 年	10.26	昭和 48 年	6.63		
平成 10 年	13.60	昭和 60 年	9.98	昭和 47 年	6.35		

(単価設定の考え方)

- 建築着工統計における福島県の木造住宅の直近の平均新築単価*を新築時点の単価と設定し、定額法による減価償却（耐用年数 48 年、残存価値の下限を 20% に設定）を行うとともに、【別紙 1】 3. の考え方に基づき、外構、庭木の評価分も加算した上で、事故発生当時の時価相当額を算定するための単価を設定いたしました。築年数が 48 年以上経過（昭和 39 年以前に建築）した建物については、最低賠償単価（4.12 万円/㎡）を適用します。
- 本単価を基礎とした算定方式を適用する建物は、原則として、事故発生当時に自己の居住の用に供されていた建物とさせていただきます。
- なお、本単価に乗じる床面積は、原則として、固定資産税評価における家屋の床面積（㎡）とさせていただきます。

* 国土交通省公表の「建築着工統計調査」における平成 23 年の木造の居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の平米単価の加重平均値

(建築着工統計調査>時系列表>年次>2011 年>【建築物】構造別 用途別 都道府県別

【http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001086086】)

＜家財の賠償金額＞

エリア	世帯構成 単身の場合 (定額)	2人以上の場合 (世帯基礎額+構成員の加算額)		
		世帯 基礎額	構成員の加算額	
			大人1名あたり	子供1名あたり
帰還困難区域	325万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245万円	355万円	45万円	30万円

【帰還困難区域の場合】

		子供の人数					
		0名	1名	2名	3名	4名	5名
大人 の 人数	1名	325万円	575万円	615万円	655万円	695万円	735万円
	2名	595万円	635万円	675万円	715万円	755万円	795万円
	3名	655万円	695万円	735万円	775万円	815万円	855万円
	4名	715万円	755万円	795万円	835万円	875万円	915万円
	5名	775万円	815万円	855万円	895万円	935万円	975万円

【居住制限区域、避難指示解除準備区域の場合】

		子供の人数					
		0名	1名	2名	3名	4名	5名
大人 の 人数	1名	245万円	430万円	460万円	490万円	520万円	550万円
	2名	445万円	475万円	505万円	535万円	565万円	595万円
	3名	490万円	520万円	550万円	580万円	610万円	640万円
	4名	535万円	565万円	595万円	625万円	655万円	685万円
	5名	580万円	610万円	640万円	670万円	700万円	730万円

[家財の具体例]

	具体例
家具	ベッド、洋服ダンス、食器棚、ダイニングテーブル、ソファ、学習机、イス、鏡台、サイドボード、マガジンラック など
家電 ガス器具類	冷蔵庫、テレビ、パソコン、洗濯機、ガステーブル、冷暖房器具、こたつ、電子レンジ、炊飯ジャー、電気ポット、掃除機、ミシン、アイロン、DVDプレーヤー、ステレオ、ホットカーペット、電気毛布、トースター、コーヒーメーカー、卓上コンロ、布団乾燥機、家庭用コピー機 など
生活用品	布団、毛布、枕、食品、食器、調理用器具、タオル類、座卓、カーテン、じゅうたん、座布団、クッション、玄関マット、スリッパ、傘立、くずかご、裁縫用具、家庭用大工道具、簡易物置、自転車、原動機付自転車 など
趣味 娯楽品	ピアノ・電子ピアノ等の楽器、カメラ、書籍、ゲーム機、ゲームソフト、園芸用具一式、ゴルフ用具、テニス用具、釣り用具、ボート、スキー用具、花瓶、骨董品、ぬいぐるみ など
衣類 携行品	スーツ、コート、ジャンパー、Gパン、スカート、ワンピース、下着、シャツ、携帯電話、腕時計、メガネ、ハンドバック、化粧品、かばん、ネクタイ、ベルト、貴金属、旅行用品、財布、靴 など
その他	ペット、盆栽、観葉植物 など

＜お支払いの対象となる建物・償却資産・棚卸資産の例＞

対象財物の分類	勘定科目	具体例
建物	建物	事務所、店舗、工場 など
	建物附属設備	電気・給排水設備、昇降機 など
償却資産	構築物	駐車場アスファルト舗装、門塀、看板など
	機械装置	特殊自動車（農業機械など）、各種製造設備 など
	車両運搬具	特殊自動車（フォークリフトなど）、原動機付自転車、軽車両（リヤカーなど） など
	工具器具備品	営業什器、事務所使用の備品、工場で使用する工具、果樹 など
	建設仮勘定	建設中の建物、製造中の機械 など
棚卸資産	—	商品、製品、仕掛品、原材料、未成工事支出金、販売用の不動産、農業用資材 など

- ※ 個人事業主さまが所有されている建物については、個人さまの所有する建物としてお取り扱いさせていただきます。
- ※ 個人事業主さまが家事共用資産として申告されている資産については、個人さまの所有する家財としてお取り扱いさせていただきます。

＜償却資産に係わる賠償額算定式の考え方＞

償却資産については、勘定科目ごとの帳簿価額を基礎として、償却後の利用価値に配慮した一定の補正（定率法から定額法への補正、残存価値の下限を20%に設定）を行うための係数（償却資産係数）を乗じた金額を事故発生当時の財物価値とさせていただきます。

なお、ご請求のお手間を省くため、耐用年数が異なる複数の償却資産について、勘定科目ごとにまとめて算定できるように、未償却残高割合（勘定科目ごとの帳簿価額を取得価額で割ることで算出される割合）に応じた償却資産係数を設定いたしました。

（償却資産係数）

未償却 残高割合	係数	未償却 残高割合	係数	未償却 残高割合	係数
100%	1.00	66%	1.32	32%	2.00
99%	1.01	65%	1.33	31%	2.03
98%	1.01	64%	1.34	30%	2.07
97%	1.02	63%	1.36	29%	2.10
96%	1.03	62%	1.37	28%	2.13
95%	1.04	61%	1.38	27%	2.17
94%	1.04	60%	1.40	26%	2.21
93%	1.05	59%	1.41	25%	2.25
92%	1.06	58%	1.43	24%	2.29
91%	1.07	57%	1.44	23%	2.33
90%	1.07	56%	1.46	22%	2.37
89%	1.08	55%	1.47	21%	2.41
88%	1.09	54%	1.49	20%	2.46
87%	1.10	53%	1.51	19%	2.52
86%	1.11	52%	1.53	18%	2.58
85%	1.12	51%	1.54	17%	2.64
84%	1.12	50%	1.56	16%	2.72
83%	1.13	49%	1.58	15%	2.80
82%	1.14	48%	1.60	14%	2.90
81%	1.15	47%	1.62	13%	3.01
80%	1.16	46%	1.64	12%	3.14
79%	1.17	45%	1.66	11%	3.30
78%	1.18	44%	1.68	10%	3.48
77%	1.19	43%	1.71	9%	3.71
76%	1.20	42%	1.73	8%	4.00
75%	1.21	41%	1.75	7%	4.36
74%	1.22	40%	1.78	6%	4.85
73%	1.23	39%	1.80	5%	5.53
72%	1.24	38%	1.83	4%	6.55
71%	1.26	37%	1.85	3%	8.25
70%	1.27	36%	1.88	2%	11.66
69%	1.28	35%	1.91	1%	21.87
68%	1.29	34%	1.94		
67%	1.30	33%	1.97		

＜償却資産価値の減少率＞

避難指示期間中に生じる価値の減少分を算定するため、避難指示の解除見込み時期に応じた償却資産の価値減少率を勘定科目ごとに設定いたします。

また、当該減少率の代わりに、当社事故発生時点から避難指示の解除見込み時期までの期間に応じた実際の価値減少率（減価償却費の累計を取得価額で割ることで算出される割合）によりご請求いただく方法もご選択いただけます。

なお、避難指示の解除見込み時期に応じた減少率等の詳細については、改めてお知らせいたします。

（参考：避難指示の解除見込み時期までの期間に応じた減少率の目安）

勘定科目	当社事故発生時点から避難指示の解除見込み時期までの期間				
	24ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	60ヶ月	72ヶ月
建物	26%	39%	51%	64%	100%
建物附属設備	39%	55%	66%	74%	100%
構築物	37%	50%	60%	68%	100%
機械装置	59%	76%	100%	100%	100%
車両運搬具	69%	88%	100%	100%	100%
工具器具備品	62%	79%	100%	100%	100%

以 上